

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 国道144号線沿		純 2.7	純 8.5					
		2 上記以外の地域		純 2.5	純 8.3					
		上記以外の地域								
		1 奥間								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり263円以上のものについてはその評価額を263円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 8.7	純 5.7	純 5.2		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 3.7	中 13	中 7.4	中 7.4		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.6	純 8.7	純 5.7	純 5.2		
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		純 3.2	純 6.9					
		2 上記以外の地域		純 3.1	純 6.8					
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿	30	1.1	中 4.4	中 8.8	中 6.0	中 4.8		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.3	純 6.9	純 4.6	純 3.5		
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		純 6.7	純 8.8					
		2 上記以外の地域		純 5.2	純 7.8					
		上記以外の地域								
		1 三本松、大原、南木尻								
		(1) ニイガタサンハウス分譲地 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり209円以上のものについてはその評価額を209円とみなして右の倍率を適用する	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
お	大笹	。）									
		(2) 寿産業分譲地									
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり299円以上のものについてはその評価額を299円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1			
		。）									
		(3) 上記以外の地域									
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり249円以上のものについてはその評価額を249円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0			
		。）									
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 6.5	純 8.8	純 9.0	純 9.0			
		2 上記以外の地域									
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 8.2	中 13	中 11	中 11			
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.2	純 8.3	純 6.1	純 6.1					
大前	農業振興地域内の農用地区域	1 国道144号線沿			純 6.5	純 14					
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 7.4					
		上記以外の地域									
		1 細原									
		(1) 大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）									
		イ 7次地区（県道大笹・北軽井沢線より南側の地域）									
山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり660円以上のものについてはその評価額を660円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9					

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 1439番地のうちの次の枝番地 1、106、198～206、 209～216、219～226、 230～235、243、250～ 252、272、276、277、 281、299～301、310、 314、317、336、337、 339、340、342～351、 358、360～371、414、 425 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり286円以上のもの についてはその評価額を286 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		(2) 上記以外の地域 イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり258円以上のもの についてはその評価額を258 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.0	純 4.6		
		3 鬼の泉水 (1) 東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり645円以上のもの についてはその評価額を645 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	3.7	—	—	中 3.7	中 3.7		
		(2) クレソントウン 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり258円以上のもの についてはその評価額を258 円とみなして右の倍率を適用する	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 寿産業分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり257円以上のものについてはその評価額を257円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		(2) 大正観光分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり166円以上のものについてはその評価額を166円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.5	—	—	中 5.5	中 5.5		
		(3) 上記以外の地域 イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり133円以上のものについてはその評価額を133円とみなして右の倍率を適用する。)	40	4.4	—	—	中 4.4	中 4.4		
		ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.2	純 13	純 7.4	純 4.6		
	9 柏木塚	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり173円以上のものについてはその評価額を173円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		(2) 上記以外の地域	30	1.2	純 8.2	純 13	純 7.4	純 4.6		
	10 板橋原	(1) 西武不動産の管理している地域 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり245円以上のものについてはその評価額を245円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり270円以上のものについてはその評価額を270円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		(3) 嬭恋の森								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり328円以上のものについてはその評価額を328円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり252円以上のものについてはその評価額を252円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.0	純 4.6		
		13 当籠								
		(1) 四季リフレス分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり245円以上のものについてはその評価額を245円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		(2) 上記以外の地域								
イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり122円以上のものについてはその評価額を122円とみなして右の倍率を適用する。)	40	4.1	—	—	中 4.1	中 4.1				

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり307円以上のものについてはその評価額を307円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 7.4	純 4.6		
		18 広川原								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり127円以上のものについてはその評価額を127円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.1	—	—	中 5.1	中 5.1		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 7.4	純 4.6		
		19 上記以外の地域								
		(1) 浅間・白根火山ルート(有料道路)沿	30	1.1	中 8.2	中 14	中 9.2	中 7.4		
		(2) 国道144号線沿	30	1.1	中 7.2	中 13	中 9.2	中 7.4		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.7	純 8.7	純 5.3	純 3.5		
		さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域						
1 国道144号線沿						純 3.6	純 7.2			
2 上記以外の地域						純 3.4	純 6.8			
上記以外の地域										
1 国道144号線沿	30			1.1	中 4.9	中 11	中 7.4	中 7.4		
2 上記以外の地域	30			1.1	純 3.6	純 7.0	純 5.2	純 4.7		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、主要地方道東御・嬭恋線沿、村道田代中央線沿				—	純 8.8			
		2 上記以外の地域				—	純 8.3			
		上記以外の地域								
		1 吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
た	田代	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり246円以上のものについてはその評価額を246円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 5.9	中 5.3		
		ロ 国道144号線沿、 村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.0	中 9.0		
		ハ 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.3	純 5.9	純 5.1		
		2 上記以外の地域								
		(1) 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 5.9	中 5.3		
		(2) 国道144号線沿、 村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.0	中 9.0		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.3	純 5.9	純 5.1		
ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 2.8	純 8.7	純 4.7	純 4.1		
ほ	干俣	万座温泉	40	1.1	純 4.8	純 8.7	純 4.6	純 5.2		
		上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 8.6	純 4.3	純 4.3		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、 村道三原中央線沿			純 4.4	純 12				
		2 上記以外の地域			純 4.0	純 9.1				
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿、 村道三原中央線沿	30	1.1	中 5.9	中 16	中 11	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.3	純 11	純 4.6	純 4.6		